

静岡理工科大学安全管理規程

平成 8年12月 9日 制定

平成20年 6月23日 改正

(目 的)

第1条 この規程は、静岡理工科大学の施設及び設備における事故・災害を未然に防止し、学生、教職員をはじめとする大学関係者の人身の保護及び環境の保全をはかり、教育・研究活動の安全を確保することを目的とする。

(根拠規程)

第2条 本学における安全管理に関しては、関係法令及び本規程に定めるところによる。

(管理の組織)

第3条 本学の安全管理の組織は、別図1「安全管理に関する組織図」のとおりとする。

(学長の任務)

第4条 学長は、関係法令及び本規程の定めるところにより、総括的な責任者として、本学における安全管理を遂行するものとする。

(委 員 会)

第5条 本学における安全管理に関する事項を調査、審議し、必要な措置を講ずるため、安全・衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び所掌事項については、静岡理工科大学安全・衛生委員会規程に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃手続きは、委員会の議を経て、大学評議会が審議する。

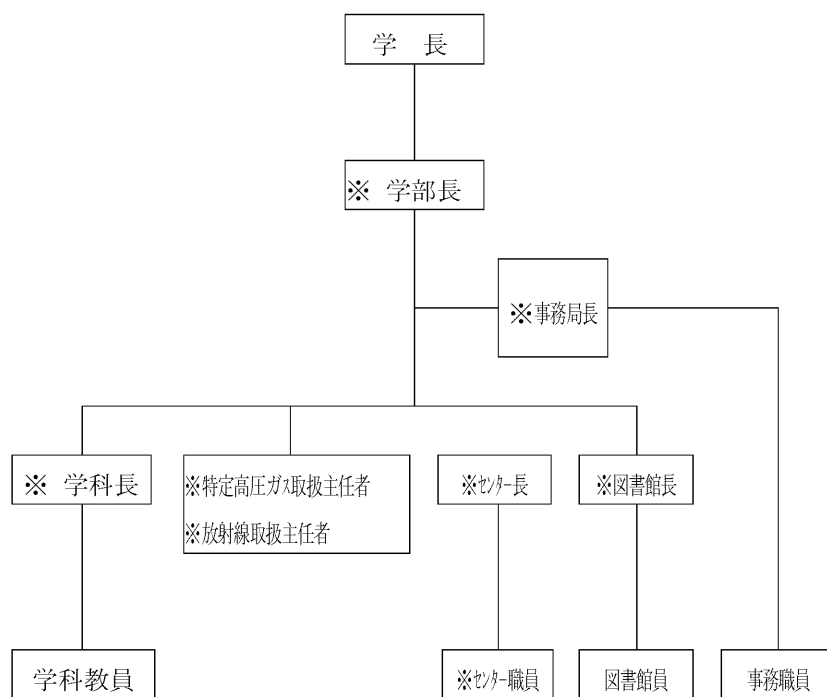
附 則

この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

別図 1 安全管理に関する組織図



※印は安全・衛生委員

静岡理工科大学安全管理規程運用内規

平成 8年12月 9日 制定

平成20年 6月23日 改正

(目 的)

第1条 この内規は、静岡理工科大学安全管理規程に基づき、本学における安全管理の実務に関する事項を定める。

(法令、規程、規則等)

第2条 安全・衛生委員会の所掌する事項に対応する法令、規程、規則等は次に掲げる通りとする。

- (1) 天災地変対策に関する事項
→ 地震防災規程
- (2) 火災防止及び自衛消防に関する事項
→ 消防計画
- (3) 人身の保護及び環境の保全に関する事項
→ 安全手帳
- (4) 救急及びその体制に関する事項
→ 安全手帳
- (5) 交通安全に関する事項
→ 学生の車両通学に関する規則
- (6) 放射線使用施設及びその設備に関する事項
→ 静岡理工科大学電離放射線障害予防規程
静岡理工科大学放射線障害予防規程
- (7) 特定高圧ガス消費設備に関する事項
→ 高圧ガス取締法
- (8) 電気工作物の保安及び安全に関する事項
→ 電気事業法
- (9) 公害防止に関する事項
→ 水質汚濁防止法
- (10) 危険物及び有害物質・毒物・劇薬の取扱いに関する事項
→ 消防法
- (11) 施設・設備に関する安全及び工事の安全遵守に関する事項
→ 労働安全衛生法

(事故・災害の分類)

第3条 災害の種類及びその重大さの程度により、A級事故・災害及びB級事故・災害に分類し、その基準は次の通りとする。

(1) A級事故・災害

- ①医師による処置を必要とする傷病者を生じた事故及び災害
- ②火災又は爆発
- ③建物、器具に著しい損傷を生じた事故及び災害
- ④重大な環境汚染を生じた事故及び災害

(2) B級事故・災害

- ①重大な災害につながる恐れのあった事故及び災害
- ②応急処置で対応でき、傷病者を生じなかった事故及び災害

(事故・災害発生時の緊急連絡方法)

第4条 緊急連絡方法については、発見者は、原則として第1報はすべて事務局総務部総務課（以下「総務課」という。）へ通報するものとする。また、次の各号に定める事故・災害の種類及び発生場所に応じた緊急連絡を行うものとする。なお、各号の⇒印は「直ちに通報」を、→印は「速やかに報告」を示すが、通報・報告先相手が不在等で連絡が取れない場合は、次の上位報告者へ連絡を行うものとする。

(1) 授業中の教育施設及び研究室内の事故・災害発生時

①A級事故・災害

発見者 ⇒ 総務課（防災センター） ⇒ 病院、消防署など
⇒ 担当教員 → 学科長 → 学部長 → 学長

②B級事故・災害

発見者 ⇒ 総務課 ⇒ 担当教員 → 学科長 → 学部長

(2) センター及び図書館での事故・災害発生時

①A級事故・災害

発見者 ⇒ 総務課（防災センター） ⇒ 病院、消防署など
⇒ センター職員 → センター長 → 学部長 → 学長
図書館職員 図書館長

②B級事故・災害

発見者 ⇒ 総務課 ⇒ センター職員 → センター長 → 学部長
図書館職員 図書館長

(3) 特定施設（放射線管理区域及び特定高圧ガス消費施設）での事故・災害発生時

①A級事故・災害

発見者 ⇒ 総務課（防災センター） ⇒ 病院、消防署など
⇒ 取扱責任者 → 取扱主任者 → 学科長 → 学部長 → 学長

②B級事故・災害

発見者 ⇒ 総務課 ⇒ 取扱責任者 ⇒ 取扱主任者 → 学科長 → 学部長

(4) 共通施設などで生じた事故・災害発生時

①A級事故・災害

発見者 ⇒ 総務課（防災センター） ⇒ 病院、消防署など
⇒ 事務局長 → 学部長 → 学長

②B級事故・災害

発見者 ⇒ 総務課（防災センター） → 事務局長 → 学部長

(5) 上記事故・災害が発生し、学生が関わっている場合には、事故の大小にかかわらず、発生後、速やかに事務局学生事務部学務課（以下「学務課」という。）へ連絡する。学務課は必要と判断した場合、学生の保護者へ連絡をする。

(事故・災害発生後の事後処理手続き)

第5条 事故・災害が発生した場合、当事者は概要を把握した時点で各学科の安全・衛生委員を通じ、速やかに、安全・衛生委員会委員長（以下「委員長」という。）へ「事故報告書」（届出様式1）を提出する。

「事故報告書」の手続き方法については、別図1「事故・災害発生時の事故報告書及び事故対策完了報告書提出経路」の通りとする。

2 事故報告書は、第3条に規定した次の各号のいずれかの基準に該当する場合に提出する。

(1) A級事故・災害の全ての場合

(2) B級事故・災害のうち、①の場合

3 報告書の宛先は委員長とし、委員長は必要に応じて報告書の写しを学長へ提出する。

4 当事者が学生の場合、指導教員又は学務課職員が報告書を作成する。

5 事故・災害が発生し、対策等が完了した場合、当事者は所管の安全・衛生委員を通じ、速やかに委員長へ「事故対策完了報告書」（届出様式2）を提出する。「事故対策完了報告書」の手続き方法については、別図1の通りとする。

(無人稼働の実施手続き)

第6条 休暇中及び時間外に、機械・装置等を稼働させ、管理責任者不在で実験を実施する場合には、所管の安全・衛生委員を通じ、総務課を経由して、委員長へ「休暇中の建物閉鎖時における無人稼働届出書」（届出様式3）又は「時間外無人稼働届出書」（届出様式4）を届け出るものとする。

(規程の改廃)

第7条 この内規の改廃手続きは、安全・衛生委員会の議を経て、大学評議会が審議する。

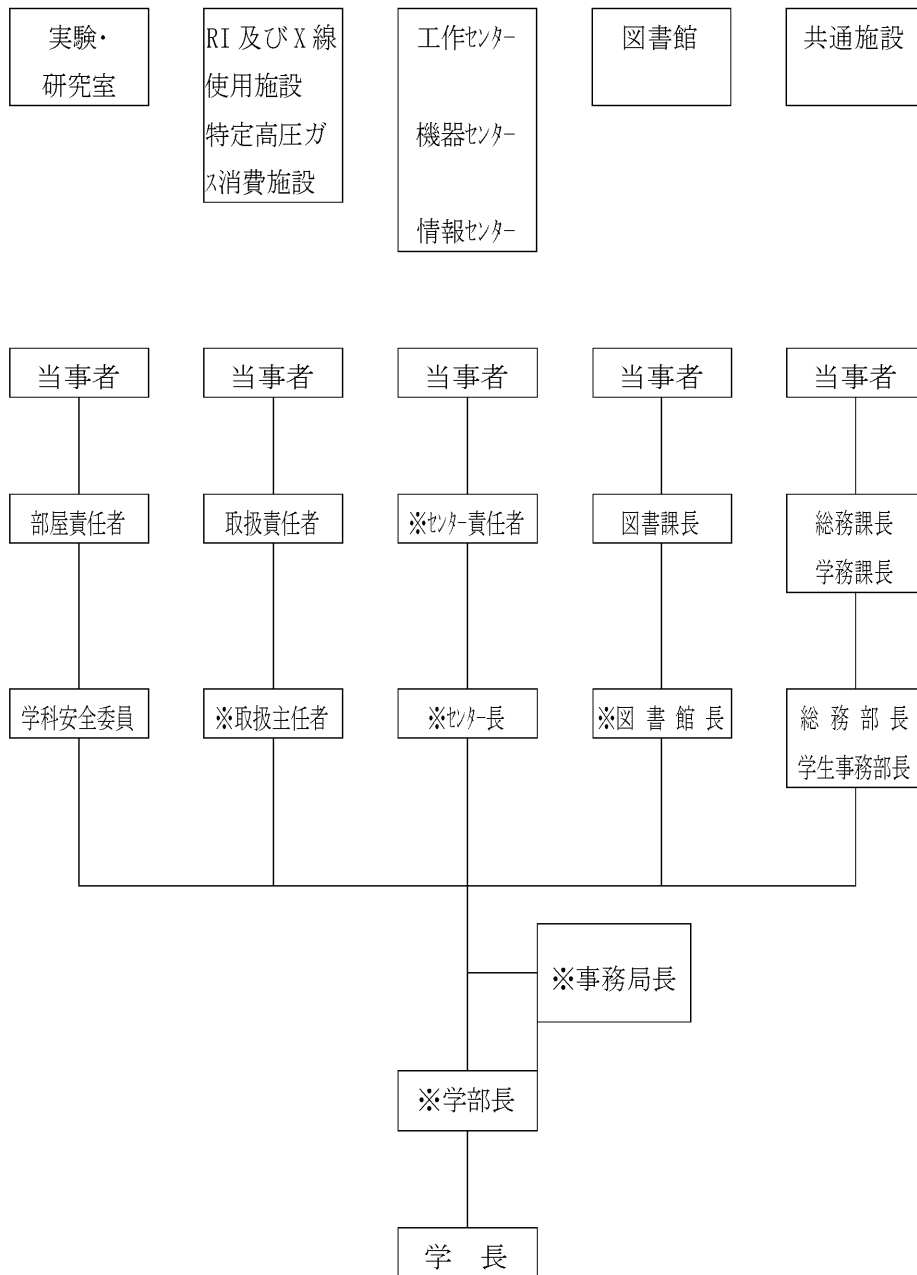
附 則

この内規は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年 4月 1日から施行する。

別図1 事故・災害発生時の事故報告書及び事故対策完了報告書提出経路



※安全・衛生委員

(届出様式1)

報告日 平成 年 月 日

静岡理工科大学
安全・衛生委員会 委員長殿

事 故 報 告 書

所 属
氏 名

発生日時
発生場所
事故内容
被害状況
対応処置
発生原因
今後の対策

所管安全・衛生委員確認
平成 年 月 日

安全・衛生委員長受理
平成 年 月 日

(届出様式2)

報告日 平成 年 月 日

静岡理工科大学
安全・衛生委員会 委員長殿

事故対策完了報告書

所 属
氏 名

発生日時
発生場所
被害状況
事故内容
発生原因
対 策

所管安全・衛生委員確認
平成 年 月 日

安全・衛生委員長受理
平成 年 月 日

(届出様式3)

申請日 平成 年 月 日

静岡理工科大学
安全・衛生委員会 委員長殿

休暇中の建物閉鎖時における無人稼働届出書

所 属	氏 名	実 験 室 NO.
装 置 名		
運 転 内 容		
留 意 事 項	(装置への接続状況) 水道水、冷却水、電気、LPガス等の使用の有無	
	(緊急対応時に注意すべき事項) 火災、停電、断水時等	
そ の 他	(緊急連絡先)	

提出期限：閉鎖実施当日午後5時

所管安全・衛生委員確認
平成 年 月 日

安全・衛生委員長受理
平成 年 月 日

(届出様式4)

申請日 平成 年 月 日

静岡理工科大学
安全・衛生委員会 委員長殿

時間外無人稼働届出書

所 属	氏 名	実 験 室 N o .
稼働期間及び時間		
稼働内容及び目的		
使用機器		
緊急時の対応及び留意点		
緊急連絡先その他		

提出期限：稼働実施当日午後5時（休業日は前日）

所管安全・衛生委員確認
平成 年 月 日

安全・衛生委員長受理
平成 年 月 日